

令和2年4月28日

東京拘置所 御中
立川拘置所 御中

第一東京弁護士会
会長 寺前 隆

一般面会の制限に関する申入書

第1 申入れの趣旨

東京拘置所及び立川拘置所における面会について、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつも、弁護士等以外の者との面会を一律に禁止することなく、下記のような運用を執るなどして面会を実施し、仮に面会が困難であれば電話連絡等の代替手段を講じるなど、柔軟な対応をすることを求める。

記

- ・面会を予約制にし、1日の面会者数を制限する。
- ・必要性・緊急性が高い面会を優先的に認める。
- ・発熱や咳などの一定の症状がある者については面会を拒絶する、収容者、立会職員、面会者等の手指の消毒、マスク着用を徹底する、面会室内の遮蔽板に開けられている穴をテープで塞ぎ物理的に遮断する、などの感染拡大防止策を徹底する。

第2 申入れの理由

- 1 2020年4月7日、政府は、新型コロナウイルス感染症を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象とする緊急事態宣言を発令した。これを受けて、法務省は、緊急事態宣言の対象となる区域に所在する31の刑事施設において、弁護士等以外の者との面会を原則として実施しないとして、施設への来訪を控えるように求める取扱いをする旨発表した。
- 2 上記発表を受けて、東京拘置所及び立川拘置所では、緊急事態宣言が終了するまでの間、弁護士等以外の者との面会を原則として断る運用を実施している。
- 3 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、原則として、未決拘禁者の面会は許可しなければならないとされており、国有財産法によって当然にすべての面会を一律に禁止することには違法の疑いがある。

そもそも、未決拘禁者にとって、家族を含む他人と面会する自由は基本的人権のひとつである。一般面会が実現し、精神の安定が図られることは、裁判を控える未決拘禁者が防御権を行使する上で必要不可欠なことである。家族や知人との面会は、弁護人が代替できる性質のものではなく、一般面会を実施する必要性は高い。また、未決拘禁者の更生支援のための福祉職専門家との面会、情状証人予定者との面会など、弁護人等以外の者との面会は、刑事弁護活動にとっても必要不可欠である。

感染防止を理由に、他の執りうる方策を検討することなく、未決拘禁者の外部交通の自由を一律に禁止することは、手段として過剰である。現に、警察庁は、全国の留置施設においては一般面会を制約する指示を現時点でも行っていない。

公衆衛生の観点から、感染拡大防止には最大限留意する必要があることは事実である。しかし、発熱や咳などの一定の症状がある者については面会できないとしたうえで、収容者、面会者及び立会職員ら関係者が面会前に手指を消毒し、全員がマスクを着用して入室し、面会終了後は椅子や机等を除菌するなどの対応をすれば、不用意な感染は相当程度防止することができると考えられる。また、面会室内の遮蔽板に開けられている穴をテープで塞ぎ物理的に遮断したり、面会受付担当職員など一般人と接触する機会のある職員と被収容者ないし施設内に勤務する職員とが接触することを防止したりするなどの対応を執ることも考えられる。面会を予約制にし、1日の面会者数を制限する、必要性・緊急性が高い面会を優先的に認めるなどの方策を執り、被収容者や施設内の職員が外部の者と接触する機会を制限することも考えられる。また、仮に面会が困難な場合においては、例えば貴所受付等に設置した電話からの連絡等の代替手段があり得る。

新型コロナウイルスの感染拡大による健康被害が憂慮される状況下では、緊急事態宣言の対象期間である5月6日までの1か月近くにわたって家族にすら一切会えないという事態は、被収容者及び面会希望者双方にとって極めて過酷であることを認識する必要がある。

それにもかかわらず、事情を問わずに一律に一切の面会を禁止するような運用を執っているとすれば、被収容者の外部交通権を過剰に侵害するものと言わざるを得ない。感染拡大防止に最大限留意しつつも、弁護人等以外の面会を問答無用に一律禁止するなど、法の趣旨に反した外部交通の制限がされることのないよう、慎重な対応を求める。

以上